

【白馬村(案)】

項目	意見メモ	委員会としてのまとめ	備考
納税義務者			
徴収方法及び特別徴収義務者			
税率			
免税点			
課税免除			
課税期間(見直し期間)			

(参考)長野県

納税義務者 (担税者)	旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)の宿泊者
徴収方法及び 特別徴収義務者	・徴収方法：特別徴収 ・特別徴収義務者：宿泊事業者等
税率	・定額制(例 1人1泊100円～500円) ・定率制(例 宿泊料金の1～5%) ※県において検討
免税点	税率や徴税コスト等を踏まえ、県において検討
課税免除	なし(ただし、学習旅行等に対しては、助成制度などの負担軽減策を別途県において検討)
課税期間 (見直し期間)	導入当初3年、以後は5年ごと

【白馬村のその他の候補財源】

区 分	担税者	現状における課題・見通しなど に関する意見（メモ）	委員会としての方向性のまとめ
リフト利用者課税	リフト利用者		
村県民税 (家屋敷課税の引上げ)	住宅等所有者		
別荘等所有税	別荘等所有者		
登山協力金	登山者		
ふるさと納税寄附	寄附者		